資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百五万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年三月一日であり、株主総会の決議は、平成二十四年一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年十二月一日

掲載頁　九十六頁（号外第二五八号）

平成二十四年一月十九日

福岡市東区松田三丁目三番三六号

株式会社ジーエープロダクト

代表取締役　松岡　弘明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年二月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年二月二十四日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年一月十九日

東京都墨田区菊川三丁目二一番八号

ＮＳファーファ・ジャパン株式会社

代表取締役社長　猪熊　幸二

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年二月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成二十四年二月末開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年一月十九日

大阪府東大阪市楠根二丁目七番一〇号

トーブツテクノ株式会社

代表取締役社長　西川　幸明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年二月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成二十四年二月末開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年一月十九日

大阪府八尾市泉町二丁目八番一号

株式会社日本高分子工業研究所

代表取締役社長　高田　昌浩

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年二月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年二月二十四日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年一月十九日

熊本県球磨郡多良木町奥野八一三番地

高橋ホールディングス株式会社

代表取締役　高橋　光宏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年二月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年一月十九日

熊本県人吉市合ノ原町四九八番地

高橋酒造株式会社

代表取締役　高橋　光宏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年二月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年一月十九日

熊本県人吉市井ノ口町七九二番地七

株式会社白岳酒造研究所

代表取締役　高橋　光宏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年一月十九日

富山県小矢部市今石動町二丁目一一番三号

株式会社松屋呉服店

代表取締役　林　智則

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年一月十九日

石川県金沢市湊一丁目一番地四

株式会社浜庄運輸

代表取締役　浜本　邦雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年一月十九日

高知県室戸市浮津三七番地一

株式会社室戸ショッピングセンター

代表取締役　松﨑　稔昭

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨の定めを設けることを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年二月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年一月十九日

福島県本宮市本宮字南町裡四二番地一

株式会社本宮デパート

代表取締役　齋藤幾久寿

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石橋邦彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月十九日

福岡市中央区赤坂一―九―一二アドバンス赤坂二〇一

アクエリアス・センター・インク

日本における代表者　石橋　邦彦

限定承認公告

本籍東京都世田谷区代田六丁目一〇一一番地、最後の住所東京都世田谷区代田六丁目二三番一〇号　被相続人　亡　菊地　眞

右被相続人は平成二十三年九月四日死亡し、その相続人は平成二十四年一月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十九日

東京都調布市染地一丁目三一番地三三染地ハイツ三〇二

相続財産管理人　齊藤　幸江

限定承認公告

本籍静岡市駿河区小鹿三丁目五番、最後の住所静岡市駿河区小鹿三丁目五番一号合同宿舎小鹿住宅三―五三号　被相続人　亡　三田　悟

右被相続人は平成二十三年八月二十五日死亡し、その相続人は平成二十四年一月六日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十九日

愛知県安城市小川町北加美二五番地四四

鹿乗団地一一五号

相続財産管理人　申　美京

静岡市葵区安東柳町一番地の三

右代理人弁護士　藤森　克美

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区津賀田町一丁目三二番地、最後の住所三重県三重郡菰野町大字菰野五八三三番地一　被相続人　亡　伊藤　進

右被相続人は平成二十三年七月四日死亡し、その相続人は平成二十四年一月五日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十九日

愛知県名古屋市中区丸の内二―一七―一二丸の内エステートビル二〇三号

相続財産管理人伊藤紀男

代理人弁護士　木村　良夫

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三四	二	二四	兵庫県西宮市和上町5―10 明原ビル宮ステージョン8階ひまわり法律事務所	兵庫県西宮市松沿安田生命ビル302号西宮法律事務所

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十九日付第一二号三一年十二月一日付衆会第一三

ページ●同日付政府調達第一一号四八ページ●二十三号八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）